

周遊商業エリアスタンプラリー及び商業情報発信支援事業業務委託仕様書

1. 件名

周遊商業エリアスタンプラリー及び商業情報発信支援事業業務委託

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

【イベント実施期間（予定）】

○デジタルスタンプラリー及びハッシュタグキャンペーン

令和 7 年 8 月上旬から 2 月 28 日（土）

3. 履行場所

飯塚市 外 地内

4. 事業の目的

飯塚市内外からの誘客促進、地域経済及び地域の活性化を目指すことを目的として「周遊商業エリアスタンプラリー及び商業情報発信支援事業」イベントを実施する。この事業では市内商業施設を巡回する周遊バス「まちなかおかいものゴー」の利用促進による中心市街地の回遊率向上を図るためにスタンプラリーを実施するとともに、飯塚市全体の認知度・魅力度向上を図るため市内の店舗や商品等の情報をインスタグラムで積極的に発信するイベント・ハッシュタグキャンペーンを行うことにより、「#飯塚市」の絶対数を増加させる。

5. 業務内容

スタンプラリーは、参加者が市内商業施設や「まちなかおかいものゴー」等に設置された QR コードをスマートフォン等で読み取りスタンプを獲得するデジタルスタンプラリーとし、条件達成者へ抽選で賞品をプレゼントする。また、ハッシュタグキャンペーンでは、インスタグラム上に指定の投稿方法で情報発信を行った方に対しても同様に抽選で賞品をプレゼントする。

市内外問わず子どもから大人まで想定した幅広い世代の方が参加したくなるような企画内容及びタイトルにし、スタンプラリー、ハッシュタグキャンペーンどちらも目標数を達成するための施策を講じること。

<前提条件>

(1) 対象者

市内外問わず子どもから大人までを想定した幅広い世代を対象とする。

(2) 目標数 デジタルスタンプラリー…参加者数 500 名

ハッシュタグキャンペーン…「#飯塚市」投稿増加数 1 万件

(3) 全体のスケジュール

令和 7 年 8 月上旬 イベント開始

令和 8 年 2 月 28 日(土) イベント終了

令和 8 年 3 月上旬 賞品当選者の抽選

令和 8 年 3 月中旬 賞品発送完了期限

※抽選と賞品発送に関しては、イベント参加者が参加してから当選発表まで間延びしているように感じないように期間を区切り 2 回に分けて行うことも可とする。

令和 8 年 3 月下旬 参加者分析、アンケート及び実績報告期限

(4) ウェブページの開設

イベントの概要が分かるウェブページを開設し、その中からデジタルスタンプラリー、ハッシュタグキャンペーンそれぞれの専用ウェブページに移動するように構築すること。

(5) 賞品について

①賞品内容、金額設定

イベント参加者を増やすためスタンプラリー達成者、ハッシュタグキャンペーン参加者に抽選で賞品が当たるよう賞品を設定すること。賞品内容・当選者数は受託者の独自性にゆだねるものとするが、賞品の一部はいいづかブランド認定商品とすること。また、スタンプラリー用の賞品、ハッシュタグキャンペーン用の賞品をそれぞれ設定すること。なお、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）及びその他の関係法令等に抵触しないよう配慮すること。賞品の金額は委託料に含むものとする。また、スタンプラリーの抽選、ハッシュタグキャンペーンの抽選のどちらにも当選した者がいる場合は、同じ賞品を付与しないよう配慮すること。

スタンプラリー達成者には、受託者が設定する賞品とは別に選べる電子マネー 2,000 ポイント 50 名分を市の予算で付与するものとする。ただし、受託者が提案する賞品と選べる電子マネーの当選者は別の者とする。

②賞品の引き渡し方法

当選者に確実に賞品が届く発送方法を選択すること。

③賞品応募・アンケート

ア 応募方法

スタンプラリーの賞品、ハッシュタグキャンペーンの賞品はそれぞれの専用ページで簡潔に応募できるようにすること。

イ 個人情報・アンケート

イベント参加者が抽選に応募する時点で個人情報を収集することとし、賞品の発送に必要な最低限の個人情報のみ取得することとし、個人情報が賞品の発送のみに使用されることを応募者が確認できるよう明記すること。ハッシュタグキャンペーンについては、適切な写真が投稿されているか確認するためアカウント名も収集することとする。また、事業の効果測定の為、イベントに対する感想をアンケートとして回収すること。

ウ 当選者の選定方法

応募者の中から飯塚市及び受託者による抽選により当選者を決定するものとする。

エ 賞品企画に係る費用

抽選に係る経費、賞品発送費等は本契約金額に含むものとする。

オ 賞品の発送

当選者の発表は発送をもって代えるものとし、令和8年3月中旬までに完了すること。

※発送はイベント期間を区切り2回に分けて行うことも可とする。

(6) デジタルスタンプラリー詳細について

①スタンプラリー専用ウェブページの制作・賞品応募・アンケート

本スタンプラリーに関する専用ウェブページを構築し、以下の項目を掲載すること。また、スマートフォン等モバイルデバイスを使用してスタンプラリーを行えるようにすること。

ア 開催概要・参加方法

イ QRコード設置場所

ウ 当選者への賞品内容

エ 賞品の応募方法

「まちなかおかいものゴー」の一日乗車券の利用を促す内容を併せて掲載すること。

②スタンプ獲得用QRコードの設置場所・設置方法

下記①～③を「QRコード」の必須設置場所とし、その他④は「まちなかおかいものゴー」バス路線近隣に設置すること。合計設置数は受託者の独自性にゆだねるものとする。

①大型商業施設エリア：イオン穂波ショッピングセンター、ゆめタウン飯塚、カホテラスの3施設

②商店街エリア：しんいづか、本町、東町、吉原町、昭和通り各商店街に1か所

③「まちなかおかいものゴー」車内

④その他の場所：「まちなかおかいものゴー」バス路線近隣

全てのQRコード設置場所は事前告知を含めスタンプラリー開催期間中も引き続き告知を行うこと。設置場所・設置方法については事前に現地実査及び所有者と調整を行ったうえで、最終的に飯塚市と協議の上決定すること。

③スタンプラリーの仕組み

各スポットに設定された得点の合計獲得得点に応じて賞品（賞品代は委託料に含む）を設定すること。①②は100点、③は150点、④は50点とし、スタンプラリーの達成条件は、獲得得点500点以上とする。賞品内容・当選者数は受託者の独自性にゆだねるものとする。

(7) ハッシュタグキャンペーン詳細について

利用SNSツールはInstagram(インスタグラム)とする。投稿する内容は、飯塚市内に所在する店舗の商品やサービス等とし、ハッシュタグキャンペーン参加店舗を広く募集すること。本事業による情報発信力効果を正確に測るため、投稿時のハッシュタグワードは、一度も使用されていない飯塚市ならではのワードを受託者が一つ設定し投稿数を計測すること。また投稿時には「#飯塚市」「#店舗名」と受託者が設定した飯塚市ならではのワードの3つをつけて投稿させること。

①ハッシュタグキャンペーン専用ウェブページの制作・賞品応募・アンケート

本ハッシュタグキャンペーンに関する専用ウェブページを構築し、以下の項目を掲載すること。

ア 開催概要・参加方法

イ 参加店舗情報及び参加店舗募集記事

ウ 当選者への賞品内容

エ 賞品の応募方法

②参加店舗の募集について

ハッシュタグキャンペーン参加店舗をイベント開催前に募集し、イベント開始後も随時募集すること。掲載店舗募集方法は受託者の独自性にゆだねるものとする。また掲載店舗への掲載原稿確認等の連絡調整を行うこと

③要項の作成・管理報告事項等について

以下の業務を行うこと。

ア 投稿要項の作成

※投稿要項には、次の事項を注意点として必ず明記すること。

- ・投稿写真の著作権は投稿者本人に帰属すること。
- ・投稿者が人物や他の方の所有物を被写体にする際、撮影の許可を得ることに加え、キャンペーンに参加する旨、各種媒体等で使用される可能性がある旨も説明し、承諾を得ること。
- ・投稿写真に関して、被写体の所有者または人物とのトラブル・損害、著作権侵害や肖像権侵害など法律上の問題が発生した場合などについて、飯塚市は一切その責任を負わないこと。
- ・その他撮影マナー、ルールに関すること(ハッシュタグキャンペーンの趣旨である飯塚市全体の認知度・魅力度の向上にそぐわない投稿をしないこと等を含む)

イ 本キャンペーン全体の投稿写真数の随時報告

6. スタンプラリー・ハッシュタグキャンペーン共通事項

(1) イベントの PR

参加者増加促進のため、以下①～③に留意して幅広くPR活動を行うこと。

①参加したくなるメッセージ性かつ話題性のあるキャッチコピーを記載したチラシ・ポスターを作成すること。チラシのサイズは A4 両面フルカラー…13,000 部、ポスターのサイズは B3 フルカラー…80 部とする。

②SNS 広告の実施(キャンペーン開始前から終了までに計 6 回以上)

また、様々なツールを活用して、広告配信と運営管理を行うこと。なお、飯塚市の公式アカウントは使用できないものとする。

ア 本業務で使用する広告素材等を企画・製作すること。

広告素材等の企画・製作に必要な素材は、受託者が撮影または準備すること。

イ 受託者は、修正可能な段階で、広告媒体の審査等を受け、広告素材等に修正を求められた場合は、受託者の責任により修正をすること。また、修正に要した経費は受託者が負担すること。

ウ 広告素材等の製作に必要な経費は、すべて本業務の委託料に含むものとし、すべての手配は受託者が行うこと。

- エ 最終的な広告素材等のデザイン・記事等は飯塚市と受託者が協議したうえで決定すること。
- オ 広告の出稿にあたっては、順守すべき各種規定等を事前に調査し、それらを踏まえること。また、必要な各種申請手続き等、一切の業務を受託者が行うこと。
- カ 広告配信に必要な経費は、すべて本業務の委託料に含むものとし、すべての手配は受託者が行うこと。
- キ 飯塚エリアを中心にセグメントした広告を配信すること。
- ク 最終的な広告配信期間等の詳細については、飯塚市と受託者が協議したうえで決定すること。
- ケ 実施した広告毎に、リーチ数、インプレッション数、クリック数(率)、シェア、いいね数、コメント数・内容等の結果を集約し検証・分析を行うこと。

③その他有効な広告

(2)受託業務の運営管理

- ① イベント実施期間中において、参加者対応等、飯塚市との窓口となる進行管理者を選定し、飯塚市との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。
- ② イベントに関わる製作物等の設置・保守・撤去は、受託者の責任で行うこと。設置に当たっては、各種法令を遵守し、必要に応じて所有者の許可を得ること。
- ③ 設置物の定期的な保守・点検を行い、破損等が発見された場合は補修・交換を行うこと。
- ④ 本イベントの参加者数・応募者数を把握し、データをまとめて適宜情報提供すること。
- ⑤ イベントに関わる製作物等の設置場所との連絡・調整については、飯塚市と調整の上受託者において行うこと。実施期間中において、イベントに関する問い合わせに対し対応ができるよう、コールセンターを設置すること。

7. 従事作業員

- (1)受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。
- (2)受託者は、従業員に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

8. 業務計画

受託者は、業務開始前に業務計画表を作成し、飯塚市に提出するものとする。

9. 提出物

受託者は、本業務の成果物として、次のものをデータ及び書面で提出するものとする。

- (1)各種製作物一式(ウェブページのデータを含む)
- (2)業務完了報告書及びアンケート集計

10. 提出物等の帰属

- (1)受託者は、受託業務により撮影した写真、作成したイラスト・図表を含むすべての成果物(中間成果物を含む)の著作権(著作権法第27条・28条を含む一切の権利)については、すべて飯

塚市へ譲渡するものとし、成果物等の著作権および使用权は飯塚市に帰属するものとする。

(2) 受託者は、飯塚市が成果物等を使用するにあたって著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、飯塚市の許可なく、成果物等の内容を公表又は使用してはならない。

11. 保証等

(1) 受託者は、前条の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害してはいないことを保証する。

(2) 成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、受託者の責任と費用において解決する。

12. 個人情報の取扱い

別紙特記事項のとおりとする。

13. 支払い方法

業務完了後履行内容を担当者が検査し、合格後に受託者からの正当な請求に基づき、請求書受領後 30 日以内に一括払いするものとする。

14. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度飯塚市と受託者が協議をし、決定すること。

(2) 受託者は、業務を通じて知り得た事項について、その一切を第三者に漏らし、または利用してはならない。

(3) 本業務に係る事故が生じたときは、受託者は速やかにその状況を飯塚市に報告しなければならない。

15. 担当者 飯塚市経済部商工観光課商工係 藤井、棚町